

有料会員制度の創設と会員登録の受付について(ご案内)

平成 28 年 1 月 6 日
くがやま行政書士オフィス

当オフィスでは、お客様のご要望に応えるため、有料の会員制度を創設し、以下の要領(以下、「くがやま行政書士オフィス有料会員規程」という。)により試行し、本日から会員登録の受付を開始しましたのでご案内いたします。

<目的>

地域生活者、事業者の皆様が抱える生活上又は事業生活上のお悩み、お困りごとにつき、気軽に相談できる身近な相談先として、会員登録された方々に特典サービスを提供し、支援することにより、地域生活者、事業者の皆様方が安心して、有意義な日常生活が送られる地域社会を目指します。

くがやま行政書士オフィス有料会員規程

<会員の種類>

1. 個人会員

入会金(初回のみ) 5,000 円(試行中につき H28.6 までの入会者は免除)

①6 月会員(登録期間が 6 月間の会員) 会費 12,960 千円(税込)

②1 年会員(登録期間が 1 年間の会員) 会費 23,760 円(税込)

2. プレミア個人会員(本特典サービスを基本に、お客様のニーズに応じてサービス項目を追加)

①一月あたり会費 5,400 円～(税込み)

2. 法人会員(本特典サービスを基本に、お客様のニーズに応じてサービス項目を追加)

①一月あたり会費 10,800 円～(税込み)

<会員の特典サービスの内容>

1. 会員の登録期間中、6 月会員は 30 分間×6 回(180 分以内)、1 年会員は 30 分間×12 回(360 分以内)を目安として対面による無料相談が受けられます。これを超える場合には、超えた時間から有料(税込み 2160 円/30 分)となります。

2. 相談場所は、当オフィス内、当オフィスが指定する場所又は会員が希望する場所とします。会員が希望する場所とする場合は、当オフィスから徒歩で片道 15 分以内の場所とします。交通費、飲食等が発生する場合には、当該経費(実費)は会員の負担とします。出張料等はいただきません。

なお、場所は、相談場所として相応しい会員の自宅、公共施設、カフェ等とします。

3. 簡単な内容の相談は、電話又はメールにて随時受けられます。

4. 当オフィス主催の無料セミナーが開催される場合には、その通知が受けられます。
5. 当オフィスに業務の依頼があった場合には、報酬額について若干の割引等のサービスが受けられます。
6. 本特典サービスでは、会員様の身の回りの世話やお使いなどの作業やサービスを行うことはありません。(そのような必要が生じた場合は、別途、介護サービス、お使いサービスなどの仕組みを利用してください。)

当オフィスの有料会員制度の特長と公的機関の無料相談の比較

当オフィスの有料会員の特長	公的機関の無料相談(注)
1. 相談日、場所 <u>いつでも久我山において相談が受けられる</u>	1. 相談日、場所 スポット的に開催される <u>無料相談の日に合わせて、会場まで足を運ぶ必要がある</u>
2. 時間帯 原則、営業時間内だが、 <u>要望に応じ臨機応変に対応</u>	2. 時間帯 <u>営業時間内しか受け付けない</u>
3. 電話による問合せ(敷居の高さ) 生身の人間が相談者の立場になって対応	3. 電話による問合せ(敷居の高さ) コンピューターによる音声案内が分かりにくい。
4. タテ割 生活者又は事業者の視点で、生活の段階に応じた <u>横断的な相談が可能</u>	4. タテ割、たらい回し <u>担当部署の業務に関することしか答えられない</u> (他部署分については、相談者自身で窓口を探すしかない)
5. 対応 <u>相談者の状況をよく聞き、聞かれた以外の点、ニーズにも目配りした適切な回答が期待できる</u>	5. 対応 <u>聞かれたことしか答えてくれない</u>
6. 関係業者の紹介 <u>評判の良い個別の事務所や業者の紹介や取次が可能</u>	6. 関係業者の紹介 <u>個別の事務所・業者の紹介や取次はできない</u>
7. アフターケア <u>会員期間中は会員の事情に応じて受けられる</u>	7. アフターケア <u>相談以後のアフターケアは無い</u>
8. 事後の手続き 必要な場合には申請書の作成などの手続きの <u>依頼が可能</u> (他士業に係る手続きについては、 <u>評判の良い事務所の紹介や取次で対応</u>)	8. 事後の手続き <u>手続きが必要になっても、手続きは行ってくれない</u>
9. 常に顔が見え、長期的な信頼関係の構築が <u>可能である</u>	9. 担当者が異動するため顔が見えなくなり <u>長期的な信頼関係の構築は困難</u>

(注) 以上は、一般論として当オフィスの認識を整理したものです。

<留意事項>

1. 会員登録の申し込みは指定の申込書により行い、特典サービスは、当該申込書が到着し、会費の納付が確認できた日から開始します。
2. 会員登録がされた場合には当オフィスから会員番号の通知がなされ、会員は会員番号と氏名を提示することにより、特典サービスが受けられます。
3. 無料相談は、相談の実効性を上げるため、原則として事前予約制とします。
4. 無料相談は、対面、電話又はメールで行います。
5. 無料相談は、「くがやま行政書士オフィス」の業務に属さない分野については、「くがやまライフアシスト」から受けられます。この場合、「くがやまライフアシスト」名義で行います。
6. 会員の情報は、「くがやま行政書士オフィス」が厳重に保管・管理し、会員のためのサービスにのみに使用することとし、他者(くがやまライフアシストを除く)への提供は、会員の同意無しで行うことはありません。「くがやまライフアシスト」においても、厳重に保管・管理し、会員のためのサービスにのみに使用することとし、他者(くがやま行政書士オフィスを除く)への提供は、会員の同意無しで行うことはありません。
ただし、司法警察職員等から捜査上の協力を求められた場合にはこの限りではないものとします。
7. プレミア個人会員、法人会員の会費、特典サービスは、お客様のニーズによって、決まります。

<免責条項>

1. 納付した会費については、退会を含め、いかなる理由があっても返還しないものとします。
2. 当オフィス代表に以下の事情が生じた場合にはその時点で特典サービスは終了し又は中断するものとし、この場合、預かった会費については返還しないものとします。
 - ①死亡した場合
 - ②業務に堪えない傷病に至った場合等(例:入院、認知症など)
3. 相談の過程で提示されたアドバイス等については、会員自身の責任において判断し、対応するものとします。また、相談内容に関連して紛争や損害等が発生した場合、当該紛争・損害等に関しては、「くがやま行政書士オフィス」及び「くがやまライフアシスト」は一切の責任を負わないものとします。
4. 申込書の記載の内容又はその後の知りえた情報から、会員様が暴力団の構成員であることが明らかであると当オフィスが認めた場合には、登録を拒否又は登録を取り消しの上、特典サービスは終了し、納付された会費については会員期間に応じて日割り計算の上、返却するものとします。